

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ 社長宅でのパーティー費用

**Q** : 私は、会社の社長ですが、今度、得意先を自宅に招待してパーティーを行う予定です。このパーティーにかかった費用は会社の経費になりますか。

**A** : 得意先を招待した目的により判断することになります。

#### 【解説】

交際費とは、その会社の得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、その接待等を行う場所については特に決められていません。

したがって、ご質問のように自宅で接待をする場合もあると思います。

この場合の接待費用が、会社の費用として認められるかどうかは、その得意先を招待した目的により判断されることになります。

つまり、その目的が会社の業務遂行に関連して得意先と親睦を深めることにある場合には、その費用は会社の費用として認められますが、社長とその得意先の人々が友人関係で個人的なつきあいで招待であるという場合には、その費用は社長個人が負担すべきものですから、会社の費用とすることはできません。

なお、個人的な費用を会社の費用としている場合には、社長に対する給与（賞与）として取り扱われることとなりますので、注意してください。



KIMIYO-I